

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期

日は令和五年六月十一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすること。